

VI 基本理念

県民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活をおくる社会の実現

健康づくりを促進するためには、個々人が自分の健康状態を正しく知り、自分が健康づくりの主役であるという認識を持って、健康を阻害する様々なリスクに立ち向かう必要があります。

しかしながら、自らの健康リスクを知り、生活習慣などを見直すといった行動は、個人レベルでは難しく、社会的な取組として正確な情報提供、環境整備が不可欠です。

県民一人ひとりが、健康リスクを正しく知り、自らの意思で、生涯にわたり、年齢、性別、心身の状態に応じて、それぞれのペースで楽しく健康づくりへの挑戦に取り組めるよう、県、市町、事業者、健康づくり関係者が一体となって、社会全体として個人の取組を支援し、安心して質の高い生活をおくることを実現します。

VII 健康づくりを推進するための基本的な目標

1 県民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりを推進

健康は、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むことによって実現されるものです。県民が生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活をおくることができるよう、生活習慣病、感染症その他の疾病の予防のための健康づくり、咀嚼^{そしゃく}*⁵機能の維持等のための歯及び口腔^{くわう}の健康づくり、さらには、心穏やかで充実した生活のためのこころの健康づくりを積極的に推進します。

2 多様な実施主体による連携及び協働の下に行う健康づくりの確立

健康づくりに取り組むに当たっては、個人としての取組だけではなく、家庭、学校、職場、地域社会等と活動の場を広げ、ともに取り組み支えあうことが大切です。多様な実施主体が有機的に連携・協働し、社会全体で取り組む健康づくりを確立します。

特に職場においては、事業所の規模にかかわらず、すべての職場で健康管理が実施されるよう、兵庫産業保健推進センター・地域産業保健センター等と連携して、産業医をはじめとする産業保健スタッフの利用を促進します。

また、健康危機の発生に備え、平常時から関係機関との情報共有化などを進め、連携の強化を図ります。

3 疾病の一次予防から三次予防までの基盤となる一貫した保健医療等の連携

疾病を未然に防ぐとともに疾病の進展を遅らせ再発を防止するため、食生活、運動、休養、禁煙等の健康的な生活習慣の確立によって健康を増進し、疾病を予防する一次予防、健康診断等によって疾病を早期に発見し、早期に治療を受ける二次予防、疾病や障害を抱えた場合でも重症化を予防し、自分らしく生きるために、リハビリテーションに取り組む三次予防の一貫した取組に必要な迅速かつ適切な保健医療等の連携を促進します。

また、健康危機の発生に備えた県民への支援、健康危機発生時の健康被害の拡大防止などのために、保健医療関係者等による連携した支援の充実に努めます。

VIII 各主体の取組の方向性

【県民】

県民一人ひとりが多様な社会の中で年齢、性別、心身の状態等に応じて自分に適した健康づくりに取り組むよう努めます。

【健康づくり関係者】

県民が保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを適宜受けられるよう努めます。

【事業者】

健康診断、健康教育・健康相談等による労働者の心身両面にわたる健康管理の積極的な推進並びにストレスを感じることの少ない快適な職場環境の形成を通じ、職場における労働者の健康を保持増進するよう努めます。

【市町】

法令等に基づき、当該区域の特性を生かした健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進します。

【県】

次に示す「健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針」に沿って、県が主体となって実施する施策と健康づくり関係者等が実施する健康づくりに関する事業への支援を総合的かつ計画的に推進します。

IX 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針

1 生活習慣病予防等の健康づくり

高齢化の進展に伴い、糖尿病、脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病及び認知症や寝たきりが原因で要介護状態になる人が増えています。

このため、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少するという観点から、予防を重視した内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入した健診制度により、将来の心筋梗塞、脳梗塞、腎不全などの疾病・障害を防ぐ取組が行われています。

少子・高齢社会においては、健康で長生きするといういわゆる「健康寿命」の延伸を図り、自立した生活をおくることができるよう、生活の質の向上を目指した取組が求められています。

これらを実現するためには、県民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣のあり方について理解し、主体的に取り組むことが基本です。

さらに、個人の努力と併せて健康づくり関係者、事業者、市町、県の支援のもとに、効果的なサービスを提供し、社会全体として個人の健康づくりの取組を支援していく環境を整える必要があります。

また、健全な成長と老化を促すうえでも、乳幼児期には健康的な生活習慣の確立に向けた保護者への働きかけ、学齢期、成人期、高齢期には健康的な生活習慣の継続といった各年代の特徴にあわせた取組やアレルギー疾患など健康に関する不安を解消する取組を支援する必要があります。これらの支援のために、保健と医療の連携、かかりつけ医と専門医の医療連携など、切れ目なく提供できるよう体制整備を進めます。

(1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する県民への知識の普及及び啓発の実施

生活習慣病等にかからないために「一次予防」に重点を置いた健康づくりの普及・啓発、健診の受診など疾病の早期発見・早期治療（二次予防）の重要性、重症化や合併症の予防のために必要な疾病や医療に関する情報提供（三次予防）を行います。

生活習慣病等の予防に関する知識については、不適切な食習慣、運動不足、喫煙などが健康リスクであり、適切な運動習慣や食習慣の実践により、脳血管疾患、虚血性心疾患や高血圧症、糖尿病などの罹患率が低くなること、喫煙によるがん・虚血性心疾患、気管支喘息等の疾病や早産、低出生体重児等妊娠への影響について広く周知し、これらの健康リスクを低減するよう啓発を行います。

また、アルコールによる臓器障害、依存症のほか、妊娠中の飲酒による胎児への影響やアレルギー疾患等に関する正しい知識についても啓発します。

さらに、感染症の予防については、手洗いやマスクの着用などの標準的な予防対策の徹底並びに年代に応じた予防接種の重要性の普及など、科学的な根拠に基づく個々人のレベルで行う予防や社会全体での予防対策の重要性について啓発を行います。

〔取組例〕

- ・ ホームページや広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・ 健康づくり推進員等を活用した普及啓発
- ・ 健康づくりに関する講演会や講座等の開催
- ・ 心肺蘇生法、AEDの普及 等

(2) 健康づくりを支援するための効果的な方法その他の生活習慣病等の予防対策に必要な情報の提供、助言その他の保健医療等の連携による支援の実施

各ライフステージにおいて、生活習慣病や感染症の予防を図るため、かかりつけ医や専門医をはじめとする保健医療の専門職と連携して、情報の提供、助言その他の支援を行うなど、1次予防から3次予防までの一貫した保健医療等の連携を図ります。また、健康づくりを指導する人材の確保、特定健診・特定保健指導、がん検診等に従事する者の資質向上を図ります。

〈乳幼児期〉

乳幼児期に健全な生活習慣を身につけることは、心身の発育発達を促すことに加え、精神的に安定するとともに生活にリズムが生まれ、疾病予防にもつながります。

また、乳幼児の各期に適した食、遊び・運動、睡眠など健康な生活習慣を身につけられるよう、妊娠中の両親学級、乳幼児健診、健康相談などの母子保健事業や保育所（園）・幼稚園、地域団体と連携して保健指導や食育を推進するとともに、必要な予防接種を適切に実施します。

さらに、小児救急患者の家族等の不安の軽減を図るため、小児科医師によるバックアップ体制のもと、看護師が助言や受診医療機関の案内などを行う小児救急医療電話相談を実施します。

〈学齡期〉

子どもが発達段階に応じて知識を習得し、健康的なライフスタイルを身につけるための健康教育（保健学習、保健指導）の充実を図るとともに、必要な予防接種を実施します。

生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、学校では給食や関連教科、課外授業を通じて食に関する幅広い知識を習得する食育に取り組みます。

また、学校そのものが子どもの心身の健康づくりや感染症予防に配慮された、あるいは支援できる場となるように、教育委員会との連携を強化し、学校内外の支援・推進体制や環境を整備します。

〈成人期〉

県民が自分の健康状態を把握できるよう、がん検診、特定健診等の実施を推進します。

また、県民が積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康増進プログラムの提供や特定保健指導を通じて、個々人の状況に応じた効果的な方法などについての情報提供や助言を行います。

さらに、職場単位での健康管理体制が十分機能できるよう小規模事業所においても産業医等産業保健スタッフの利用を促進するなど、必要に応じて、食、運動、禁煙等専門家の指導が受けられるよう保健指導体制を整備します。

〈高齢期〉

加齢に伴う身体機能の変化に対応し、自立した生活がおくれるよう、健康増進プログラム（介護予防版）を提供するとともに、理学療法士、作業療法士などの専門職による運動機能の向上や栄養改善のための介護予防教室等を行います。

また、高齢期の方々の豊かな経験と活力を生かして、地域活動やボランティア活動を実践できるよう、社会参加のきっかけづくりを行います。

さらに、高齢期には感染症に対する抵抗力が弱くなることから、肺炎やインフルエンザの予防接種の実施、手洗い等衛生習慣や誤嚥^{ごえん}*⁶防止の助言を行います。また、認知症の原因の一つである脳血管疾患を予防する生活習慣改善を助言します。

〔取組例〕

〈乳幼児期、学齢期〉

- ・市町母子保健事業(両親学級、妊婦教室、乳幼児健診、健康相談、健康教育、家庭訪問)の実施
- ・子どもの SIDS (乳幼児突然死症候群) や事故防止対策の実施
- ・小児救急医療電話相談体制の推進
- ・学校保健事業 (学校保健委員会、保健教育、健康管理の活動等) の実施
- ・食育の推進 (保育所(園)・幼稚園、学校における食育の取組、いずみ会等地域団体における食育活動)
- ・性に関する教育の推進 (性感染症、妊娠・出産、生命の尊重等)

〈成人期、高齢期〉

- ・健康増進プログラムの提供
- ・がん検診の受診率向上の取組促進
- ・特定健診・特定保健指導の実施、受診率向上 (各種の健診の同時実施、夜間休日実施等) の取組促進
- ・地域産業保健センター・都道府県産業保健推進センターとの連携
- ・専門的栄養相談、禁煙にかかる相談、その他の生活習慣病予防に関する健康相談、健康教育の実施
- ・介護予防事業 (運動器の機能向上、栄養改善) への支援

〈感染症対策〉

- ・定期予防接種の実施、感染症発生動向調査の実施と情報提供
- ・肝炎ウイルス検診の推進、肝炎患者支援手帳の配布
- ・積極的疫学調査 (発生状況、原因等の調査)

〈保健医療等連携〉

- ・かかりつけ医と専門医、医療機関と地域保健関係者等の連携強化等

(3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備

生活習慣を改善するために、知識の伝達や指導など個人への働きかけだけでなく、社会環境を整える必要があることから、食の健康協力店の設置、健康づくりに取り組む施設の整備、健康づくりリーダーの養成などの指導人材の確保や健康スポーツ医などの栄養や運動に関する専門職との連携を進めます。

また、県民がライフステージやライフスタイルに応じて気軽に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための支援プログラムを開発します。

〔取組例〕

- ・栄養成分表示等を実施する食の健康協力店の設置推進及び利用促進
- ・勤労者協同健康施設等の整備支援
- ・県立体育施設等の運営
- ・スポーツに関する専門的指導力を有する指導員の小・中学校への配置及び外部指導者の中・高校への派遣
- ・健康増進プログラムの開発
- ・e-チェックプログラムの開発（インターネットを通じて、いつでも簡単に、自らの健康チェックができるよう取組むプログラム）等

(4) 受動喫煙の防止対策の推進

たばこの煙には、何千種類もの発がん物質や有害化学物質が含まれており、がんの最大の原因とされているほか、肺炎や口腔疾患にもかかわることが分かっており、また、「主流煙」より「副流煙」の方が発がん物質や有害化学物質を多く含んでいるとされ、周囲にも危害をもたらすものです。

このため、受動喫煙(たばこを吸わない人が自分の意思に関係なく、他人のたばこの煙(主に副流煙)を吸わされること)を防ぐため、対象施設における受動喫煙防止対策の実施を促進します。

〔取組例〕

- ・受動喫煙防止条例(仮称)の施行
- ・ホームページや広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・施設管理者に対する研修
- ・イベント等での啓発チラシの配布 等

(5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整

地域住民を対象とする地域保健と労働者を対象とした職域保健の連携によって、すべての県民が漏れなく、生涯を通じた継続的な保健サービスを受けられるよう地域・職域連携の会議を開催します。

産業医等関係者との連携をはじめ、それぞれの機関が実施している生活習慣病、感染症等の予防に関する健康づくりのための普及啓発、健診・健康相談等の保健事業に関する情報の共有や事業の共同実施、それぞれの事業を相互に有効活用するなど、生涯を通じた保健事業の提供体制の整備を進めます。

〔取組例〕

- ・ 地域・職域連携推進協議会及び圏域健康福祉推進協議会の開催
- ・ 兵庫産業保健推進センター、地域産業保健センター、産業医との連携促進等

2 歯及び口腔の健康づくり

歯及び口腔の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむなど、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素です。

また、80歳高齢者を対象とした研究では、歯の喪失が少なく、咀嚼能力が高い者は、活動能力が高く、運動・視聴覚機能に優れ、生活の質も高いことが明らかになっており、要介護者を対象とした研究では、口腔内衛生状態や咀嚼能力の改善を図ることが誤嚥性肺炎^{※7}の減少やADL（日常生活能力）の改善に有効とされています。

歯の大部分は無機質からできており、歯の表面には自然治癒力の基礎となる代謝作用がほとんどありません。したがって、歯及び口腔の健康のためには、むし歯にかからないこと、早期に治療することが何よりも大切です。また近年では、生活習慣病と歯周疾患との関連や、歯及び口腔の健康と全身の健康との関係が注目されています。不正咬合^{※8}や顎関節症等についても、口腔内の他の疾患を引き起こすだけでなく、全身状態に悪影響を及ぼしたり、審美障害（歯の欠損、歯並び、歯の形態、歯の色、歯肉の問題等）・発音障害なども生じるため、県民の関心が高まっています。

そこで、生涯を通じて満足度の高い充実した生活を維持するため、学校、職域、地域等における歯科保健事業により、正しい摂食^{※9}や咀嚼機能・嚥下^{※10}機能など口腔環境を整えることの重要性の啓発をはじめ、乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した歯の健康づくりを推進します。

(1) 歯及び口腔の健康の保持の重要性その他の歯及び口腔の健康づくりに関する県民への知識の普及及び啓発の実施

歯及び口腔の健康は、歯みがきのほか食生活等の生活習慣が関与しているため、正しい摂食・咀嚼・嚥下ができる口腔環境の重要性と歯間清掃用具による口腔清掃の方法、かかりつけ歯科医等専門職による口腔清掃の受診の必要性など歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。

また、歯の喪失の原因となる歯周病は進行してから気づくことが多くなるため、自分の状態を把握し対応ができるよう歯科健診が重要であること、さらに、歯及び口腔と全身疾患の関連性から、障害者や難病患者等の歯及び口腔の疾患の重症化予防の必要性について普及を行います。

〔取組例〕

- ・ホームページ、広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・健康づくり推進員等を活用した普及啓発
- ・講演会や研修会等の開催
- ・かかりつけ歯科医を持つことの重要性の普及啓発

(2) 生涯にわたる効果的なむし歯及び歯周病の予防等、歯及び口腔の健康づくりを支援するために必要な情報の提供、助言その他専門的支援の実施

各ライフステージに応じた歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができるよう、フッ化物応用等によるむし歯予防、個人の歯及び口腔の状態に応じた保健指導の実施による歯周病の予防など、口腔環境の改善に向けた支援を行い、8020運動を推進します。

〈乳幼児期〉

乳幼児のむし歯については、親から子どもへのむし歯菌の感染を予防するため、妊産婦等への普及啓発を進めます。

乳歯のむし歯と永久歯のむし歯には強い関連が認められるなど、乳幼児期は、歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として、また、咀嚼・嚥下機能を獲得する時期として、非常に重要であることから、母子保健事業や保育所（園）等による健康教育を通して、乳歯のむし歯の予防を図ります。

〈学齢期〉

永久歯が生えてから比較的短期間に急速にむし歯が増加していることから、学校における健康教育等の多様な機会を通じて、甘味食品・飲食の摂取とむし歯の関係など、むし歯の発生と予防等に関する理解を促し、生涯にわたる歯及び口腔の健康のための適切な生活習慣の定着を図ります。

また、学校と学校歯科医等が連携し、歯科健診後の歯科受診、治療を強化し、むし歯の発生、進行の防止を図ります。

〈成人期〉

歯周病は、40歳以降に歯を失っていく大きな原因となっており、歯周病の発生・進行を防止するためには、定期的な健診及び歯石除去、歯面清掃が効果的であることから、事業所歯科健診等歯科医師・歯科衛生士等専門家による支援を行います。

〈高齢期〉

歯の喪失や歯周病の進行に伴い、口腔機能が低下し、また口腔内状況が複雑となり、確実な口腔清掃を行うことが困難となってくることから、個人の口腔内状況にあった口腔清掃ができるよう、歯科保健指導の実施や専門職による口腔ケアの提供、さらに正しい摂食・咀嚼・嚥下ができるよう口腔機能の向上等介護予防事業を行います。

〔取組例〕

- ・市町母子保健事業（乳幼児健診、健康相談、健康教育、家庭訪問）の実施
- ・保育所（園）・認定子ども園・幼稚園での指導
- ・フッ化物応用等によるむし歯予防に関する研修会、健康教育の実施
- ・学校歯科保健事業（学校歯科健診、学校歯科保健大会）の実施
- ・健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診）の実施
- ・成人歯科健診プログラム、保健指導マニュアルの導入による事業
- ・歯科健診のモデル実施
- ・介護予防事業（口腔機能の向上等）への支援
- ・かかりつけ歯科医等専門職による口腔ケアの提供 等

(3) 障害児（者）、介護を必要とする高齢者、その他歯科保健医療サービスを受けるに当たり、特に配慮を要する者に対する支援の実施

障害児(者)や介護を必要とする高齢者、難病患者、妊婦等は、むし歯や歯周病に罹患・悪化しやすく、また歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要するため、かかりつけ歯科医と保健医療専門職が連携して、歯科疾患の予防、早期発見及び口腔機能の発達・維持のための適切な口腔管理と指導など、歯科保健サービスの充実を図ります。

〔取組例〕

- ・介護を必要とする高齢者に対する口腔管理の指導
- ・障害児（者）、難病患者等を対象とした健康福祉事務所における歯科保健相談、訪問歯科保健指導
- ・心身障害児（者）及びその保護者を対象とした保健・医療相談窓口の設置、医療従事者の養成
- ・妊産婦を対象とした歯科健診、歯科保健相談の実施 等

(4) 医師と歯科医師等の連携の強化

歯周病は、心筋梗塞などの動脈硬化性疾患、感染性心内膜炎、呼吸器疾患や低体重児出産などの誘因となる可能性が指摘されています。

また、難病患者や脳卒中患者の肺炎等合併症を予防するためにも専門的な口腔ケアと歯周病の早期発見・早期治療が重要であることから、医師と歯科医師の連携の推進や県民に対するかかりつけ歯科医を持つことの重要性を伝える研修を推進します。

〔取組例〕

- ・ 医師・歯科医師に対する研修会の実施
- ・ 糖尿病等の患者に対するかかりつけ歯科医を持つことの重要性に関する研修の実施
- ・ 地域医療連携パス（脳卒中・糖尿病）の推進 等

3 こころの健康づくり

こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的で良い関係を築けること（社会的健康）を意味しています。

この他、人生の目的や意義を見い出し、主体的に人生を選択すること（人間的健康）も大切な要素です。

こころの健康には、個人に備わっている資質や能力だけでなく、からだの病気、社会経済状況、人間関係など多くの要因が関係しています。なかでも、からだの状況と、こころの状況が強く関連していることは重要です。

適度なストレスは、心身の活性化をもたらしますが、ストレスが蓄積することにより、こころの病気や身体の病気を引き起こす恐れがあります。このことから、過度のストレスを発散し、解消する必要があります。

こころの健康を保つためには、適度な運動、バランスのとれた栄養・食生活は重要な基礎となるものです。また、十分な睡眠や、ストレスと上手に付き合うことが重要であり、このように日常生活すべてがこころの健康に関係します。

また、抑うつ気分、興味・喜びの喪失、集中力の減退などといった状態をうつ状態といいます。このよううつ状態が2週間以上続く場合に、他の症状と合わせて医師により「うつ病」と診断されることがあります。うつ病は、こころの病気のうち代表的なものです。程度の差はありますが、かなり多くの人がかかる可能性を持っている精神疾患です。こころの不調は自覚出来ないことも多いので、周囲の人が早く気づいて専門相談・医療につなげることが重要です。

これらのこころの健康づくりに関する理解を県民に広く普及し、家庭や地域、職場において、お互いに見守り、助け合えるようこころの健康づくりを進めます。

(1) こころの健康づくりに関する県民への正しい知識の普及及び啓発の実施

乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージにおいて、睡眠の大切さやこころの健康に関する認識を深めてもらうよう、個人や家族はもちろん、学校、地域、職場において普及啓発を図ります。

また、働き盛り世代のこころの健康づくりのため、過度のストレスの軽減や自殺の予防について、地域、職域が連携した普及啓発の充実を図ります。

さらに、こころの病とその治療に関する正しい知識を普及し、県民が必要な治療を受けることや地域移行ができるよう啓発を行います。

〔取組例〕

- ・ ホームページ、広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・ 健康づくり推進員等を活用した普及啓発
- ・ こころの健康に関する講演会やうつ病予防・受診促進のための啓発キャンペーンの実施
- ・ 「笑い」を活用したこころの健康づくりに関する講演会 等

(2) こころの健康づくりを支援するために必要な情報提供、相談の実施

乳幼児の養育を行う保護者や働き盛りの方などの各ライフステージに応じたこころの健康づくりに取り組めるよう、こころの健康状態を把握する方法の情報提供や学校、地域、職域における身近な相談の実施、地域の見守り等の充実を図ります。

〈乳幼児期〉

乳幼児期の子どものこころの健康は、一番身近な養育者のこころの状態と密接な関係があることから、子どものこころの安らかな発達の促進とこころの問題への支援も含めて、養育者が育児で孤立することのないよう安心して適切な育児が行えるよう相談体制を確立します。

〈思春期〉

思春期は、身体的・精神的・社会的に最も変動の激しい時期であり、情緒が不安定になりやすく、不登校や引きこもりなどの問題が生じることも多いことから、子どものこころの問題から発せられるサインを見逃さないよう、こころの健康に関する正しい知識を提供します。また、県立神出学園・県立山の学校の運営や民間施設との連携により、居場所・仲間づくり、相談等、子ども自身と保護者への支援を進めます。

〈成人期〉

成人期は、職場や家庭において大きな責任を負う時期であり、心理的ストレスが増加する時期でもあることから、ストレスやうつ状態のスクリーニングを通じてこころの健康状態に気づく機会を提供し、必要に応じて休養、リフレッシュ、リラクゼーションなどによるストレス対処方法などの情報提供、助言による支援を行います。

また、過度のストレス状態にある人を早期に把握し、適切な支援ができるよう相談体制を充実させるとともに、医療従事者や地域の支援者の知識を高め、早期発見・支援の体制を整備します。

〈高齢期〉

高齢期には、身体機能や認知機能の低下、社会的役割の減少、身近な人との死別などの喪失体験があり、これらは生きる意欲やこころの不調をまねく要因になることから、生き生きと自分らしく自立した生活を安心しておくことができるよう、とじこもりなどの孤立化の防止や認知症の早期発見・支援のため、住民自身が参加する地域の見守りや相談、交流の場の充実を図ります。

また、認知症になっても安心して暮らせる社会を目指して、認知症の人と家族と連携して認知症支援体制の推進を図ります。

〔取組例〕

- ・市町母子保健事業（両親学級、妊婦教室、乳幼児健診、健康相談、健康教育、家庭訪問）の実施
- ・強い育児不安等養育上支援の必要な親子への訪問・相談及び親講座等の実施
- ・愛育班の声かけ運動、まちの保健室、子育てひろばの実施
- ・小学校や中学校へのスクールカウンセラー及び高校へのキャンパスカウンセラーの配置
- ・いじめ等教育相談（ひょうごっ子悩み相談）の実施
- ・ひきこもり・不登校等の電話専門相談（ひょうごユースケアネットほっとらいん相談）の実施
- ・県立神出学園・県立山の学校の運営
- ・健康福祉事務所、精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施
- ・配偶者等からの暴力（DV）による心身の健康障害への対応
- ・いのちの電話等電話相談の実施、充実
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・高齢者の見守り体制の充実（高齢者のこころの健康に関するタウンミーティング等）
- ・介護予防事業（閉じこもり、認知症、うつ病の予防・支援）の実施 等

(3) こころの健康づくりに関する精神科医と一般医などの保健医療等関係者との連携の促進

妊産婦のこころの健康や子どもの健やかな発達の支援のため、産科・小児科の連携、医療と保健の連携による養育支援等相談体制を確立します。

また、働き盛り世代のこころの健康づくりや認知症、自殺、虐待との関連が指摘されているアルコール関連問題等への支援のため、健診、相談、訪問指導等を通して、支援が必要な対象者を早期に把握し、支援を行うとともに、兵庫県音楽療法士や園芸療法士などと連携し、必要なケアを行います。

さらに、精神障害者等が本人の希望・状況に応じた生活スタイルを選択できるように、退院に向けた外出訓練などを行う地域移行支援や、在宅者に24時間の連絡相談等のサポートを行う地域定着支援などを進めるとともに、医療機関や事業者など関係機関の連携を強化し、地域における支援体制の充実を図ります。

併せて、かかりつけ医や精神科医などの専門医をはじめとする保健医療の専門職と教育、労働、警察等幅広い関係者の連携・役割分担のもとに情報提供、助言その他の支援等を行うとともに、認知症など専門的な対応に必要な研修を実施するなど関係者の資質向上を図ります。

〔取組例〕

- 産科、小児科の連携による育児不安への対応
- 養育支援ネット等の活用促進
- 学校保健活動（保護者への研修、PTA・関係機関との連携）の実施
- アルコール関連問題に係る相談の実施、専門医との連携の推進
- 精神科医師と一般かかりつけ医の連携強化
- 音楽療法や園芸療法の実施
- 認知症地域医療支援事業（認知症サポート医養成、かかりつけ医認知症対応能力向上研修）の実施
- 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施
- 地域の保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係者による精神保健福祉連絡会等支援体制の検討 等

(4) こころの健康づくりに関する効果的な支援方法の開発と普及、関係者の資質向上の推進

市町、その他健康づくり関係者が実施するこころの健康づくりのための施策を効果的に実施するため、働き盛り層の過度のストレス状態や産後うつ病等こころの健康問題の早期発見のためのスクリーニング手法の開発及び普及を進めます。

また、発達障害の早期把握と相談支援の充実に取り組みます。

さらに、関係者の資質の向上を図るための研修を実施します。

〔取組例〕

- 産後うつの早期把握、早期支援の仕組みづくりのための検討
- 発達障害児の早期支援体制の整備（5歳児発達相談の実施促進、県立こども発達支援センター（仮称）の設置等）
- ストレスやうつ状態のスクリーニング手法の開発及び普及
- 医師、保健師、介護従事者、民生児童委員等への研修（育児不安、発達障害、うつ病、アルコール依存症、認知症ケア等）の実施

4 健康危機における健康確保対策

阪神・淡路大震災をはじめとした大規模地震、台風等による水害の発生による二次的な健康被害や、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行、腸管出血性大腸菌O157など重大かつ大規模な食中毒の発生など健康危機が頻発し、その内容も多様化、複雑化しており、24時間365日迅速かつ幅広い対応が求められています。

県では、危機管理の基本的枠組みとして、地震災害や風水害については、県地域防災計画を策定し、重大な感染症、飲料水の汚染、食品による健康被害等の健康危機については、兵庫県危機管理基本指針に基づき健康福祉部健康危機管理基本指針を策定しています。この指針を踏まえ、さらに、感染症対策マニュアル、新型インフルエンザ対策計画、食中毒処理要領等を作成し、健康危機における県民の健康の支援に努めます。

(1) 災害時に備えた健康意識の向上、災害時の保健活動による被災者の二次的な健康被害の予防

大規模災害等による健康危機が発生した場合に備えて、高齢者、乳児、疾病など個々人の状況に応じた食料、飲料水等の備蓄、服用薬の管理・確保や医療機関の連絡先等の把握の必要性などをあらゆる機会を通じて普及啓発を行い、健康意識の向上を図ります。

また、自然災害において必要な対応ができるよう、災害時の地域保健福祉活動ガイドライン等の整備や関係機関との情報共有などの連携強化を図るとともに、研修・訓練を通じた職員の資質向上を行います。

さらに、避難生活等による栄養摂取の偏り、喫煙、飲酒の摂取量の増加、睡眠障害や不安、抑うつ症状、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生などの二次的な健康被害を予防するため、被災者への保健・栄養・口腔・服薬やこころのケアに関する相談・指導を行うとともに、避難所における感染症の流行の未然防止のため、衛生管理、環境整備を支援します。

これらの取組に加えて、疾病や障害を持っているために、避難行動・避難生活を行うことが困難である要援護者の健康を守るため、地震や風水害に備えて、市町が行う要援護者の把握と必要な支援計画の整備を支援します。

また、在宅人工呼吸器装着難病患者や在宅人工透析患者等の医療ニーズの高い者を把握し、市町及び医療機関等と連携し、迅速な対応ができるよう体制整備を進めます。

さらに、発生時、県、市町等の連携により、避難所や家庭、仮設住宅における要援護者への支援を行います。

〔取組例〕

〈平常時の活動〉

- ・個人の心身の状況に即した食料、飲料水の備蓄、服用薬の管理等の普及啓発
- ・被災者の健康支援等保健活動の整備のための市町との連携
- ・市町における要援護者台帳、支援計画の作成
- ・健康福祉事務所における要援護者のリストアップと健康危機時の支援体制（計画）の作成

〈発生時の対応〉

- ・避難所等の巡回健康・栄養相談、口腔ケア、服薬に関する指導
- ・避難所等の衛生管理、環境整備の支援・災害要援護者の安否確認、福祉避難所の設置、健康相談・栄養相談・口腔ケアに関する指導

〈長期的対応〉

- ・被災者に対する健康診断及びこころのケアの実施
- ・対応の記録、評価の実施、発生時の対応強化の検討 等

(2) 食中毒に対する必要な知識の普及、食品衛生に関する指導等による発生予防、拡大防止

食中毒の未然防止のために、出前講座や食の安全安心フェアなどの実施や、消費者団体等との連携のもとに、食品に存在する危害要因とそれによる健康被害の発生を防止するための適切な措置などの正しい知識の普及を図るとともに、事業者への指導を徹底します。また、県民等から24時間365日食中毒に関する情報を受け付ける相談窓口を設置し、迅速な対応と不安解消を図るほか、医療機関等との情報交換などの連携を進めます。

食中毒が発生した場合においては、拡大防止のため、医療機関、患者等からの連絡により、「疑い」の段階から速やかに原因究明のための調査等を実施し、食中毒発生の発表を速やかに行います。

さらに、患者が適切な医療を受けるための支援や感染拡大防止のために必要な指導を行います。

〔取組例〕

〈平常時の活動〉

- ・ 広報活動の実施、県民の不安解消のための相談窓口設置
- ・ 食品衛生にかかる人材の養成及び資質の向上、衛生管理マニュアルの作成

〈発生時の対応〉

- ・ 食中毒の原因究明の調査
- ・ 患者に対する受診支援、感染拡大防止の指導の実施
- ・ 食中毒発生速報の発表

(3) 感染症に対する必要な知識の普及、調査及び早期治療等の医療提供体制の推進等による発生予防、拡大防止

感染症については、感染力は低いものの人に重篤な影響を与える感染症、症状は重篤ではないものの爆発的な感染力により多くの人に健康被害を与える感染症等様々なタイプがあります。近年、動物由来のインフルエンザがヒトからヒトに感染するタイプに変異した新型インフルエンザが流行するなど、新興・再興感染症をはじめとした感染症の世界的な流行（パンデミック）が懸念されており、海外での感染症の発生状況を収集することは重要です。また、細菌、ウイルスの変異による新たな感染症発生情報等病原体検出情報の収集（病原体サーベイランス）に積極的に取り組んでいきます。

また、県民等から相談を受け付ける相談窓口を設置し、迅速な対応と不安解消を図るとともに、市町、関係機関・団体等と患者情報の公表方法、医療提供・防疫措置等の対応策を事前に調整するなど連携体制を構築します。

新たな感染症が発生した場合には、その感染症の特性を早急に情報収集し、県民に対する正確な情報提供、相談の実施、基本的な感染症予防方策である手洗いの励行、マスク等による咳エチケットの実施、消毒方法等を指導するとともに、市町、医療関係者の協力の下、感染症の拡大防止に努めていきます。

さらに、患者が適切な医療を受けるための支援や感染症拡大防止のために必要な指導を行います。

〔取組例〕

〈平常時の活動〉

- 広報活動の実施、県民の不安解消のための相談窓口設置
- 定期予防接種の実施とその他の予防接種の啓発
- 感染症予防対策の普及、啓発
- 感染症発生動向調査の実施、解析・評価、情報提供

〈発生時の対応〉

- 積極的疫学調査（発生状況の把握等原因の究明に必要な調査）、検体の採取、病原体の検査の実施
- 患者に対する受診支援、感染症拡大防止の指導の実施
- 接触者の健康診断の実施、患者への就業制限の通知、汚染された場所、物件の消毒の指導 等

用語解説

	p	用語	解説
1	17	新興・再興感染症	新興感染症とは、最近30年間に、新たに発見された感染病原体あるいは、かつては不明であった病原体により惹起され、地域的あるいは国際的に公衆衛生上問題となっている新感染症（O157・エイズ・狂牛病・鳥インフルエンザ・SARS・B,C,D,E型肝炎など）であり、再興感染症とは、既知感染症で発生数が減少し、公衆衛生上ほとんど問題にならなくなっていたものが、近年再び出現、増加している感染症（マラリア・ペスト・ジフテリア・結核・狂犬病・デング熱・黄熱病・コレラなど）をいう。
2	23	8020運動	80歳で自分の歯を20本以上保つ運動をいう。自分の歯が20本以上あれば、ほとんどの食べ物を噛みくぐことができ、さらに食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送ることができる。8020達成者は、活動能力が高く、運動・視聴覚機能に優れ、生活の質も高いことが明らかになっている。
3	27	統合失調症	思考や行動、感情を1つの目的に沿ってまとめていく能力、すなわち統合する能力が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態をいう。
4	32	生活不活発病	地震等の災害を契機として「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」ことをいう。
5	34	咀嚼機能 <small>そしゃく</small>	食物を摂取して口腔内でこれを粉碎し、唾液と混ぜ合わせ、柔らかくすりつぶす生理機能をいう。
6	38	誤嚥 <small>ごえん</small>	飲み込んだ水や食物、唾液などが、食道ではなく気管の方に入ってしまうことをいう。
7	42	誤嚥性肺炎 <small>ごえん</small>	病気や加齢などにより飲み込む機能や咳をする力が弱くなると、口の細菌や逆流した胃液が誤って気管に入りやすくなり、その結果、発症する肺炎をいう。
8	42	不正咬合 <small>こう</small>	歯並びが悪く、正しい咬みあわせで咬んでいない状態をいう。
9	42	摂食	口から食べ物を摂取する行動をいう。
10	42	嚥下 <small>えんげ</small>	嚥下とは食べ物を口から飲み込んで、胃の中まで送る一連の運動をいう。

健康づくり推進条例

目 次

前 文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する施策

第1節 基本計画等（第8条・第9条）

第2節 生活習慣病等の健康づくり（第10条・第11条）

第3節 歯及び口腔の健康づくり（第12条・第13条）

第4節 心の健康づくり（第14条・第15条）

第5節 健康づくり推進員等（第16条—第22条）

第3章 健康づくり審議会（第23条）

附 則

健康は、人の元気と安心の源であり、明るい暮らしと社会を築く礎であって、個人の取組と合わせて社会全体として健康づくりを推進することにより、増進すべきものである。

兵庫県では、県民一人一人が主体的に心身の健康づくりに取り組むことを推進するため、具体的な健康づくりの実践方法を示し、その実践を県民全体で取り組むための運動を進めるとともに、食生活を改善するための環境整備などに取り組んできた。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等県民の健康を取り巻く環境は、大きく変化し、健康づくりの重要性が増大している。

このような中で、県民一人一人が生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病、感染症その他の疾病の健康づくり、そしゃく機能の維持等のための歯及び口腔の健康づくり、さらには、心穏やかで充実した生活のための心の健康づくりに積極的に取り組む必要がある。

これらの健康づくりを進めるに当たっては、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組むとともに、健康診断等により疾病を早期に発見し、早期に治療を受けるほか、身体機能の維持又は回復に取り組むことが欠かせない。

さらに、健康づくりは、個々人の幸福を追求するものであるにとどまらず、一人一人の幸福が社会全体の幸福につながるものであることから、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる構成員が相互に連携して取り組む必要がある。このような認識に基づき、健康づくりの推進を図るために必要な事項を定めることにより、県民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(健康づくり)

- 第1条 健康づくりは、県民が生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう心身の健康の増進を図るための取組であって、県民一人一人が、その年齢、性別、心身の状態等に応じて、生涯にわたり行うものでなければならない。
- 2 健康づくりは、県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることを踏まえ、社会の構成員が各々の役割を自覚するとともに、相互に協力することにより社会全体として推進されなければならない。
- 3 健康づくりは、保健、医療その他関連分野における専門的な知見に基づいて適切に推進されなければならない。

(県民の責務)

- 第2条 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組む等自らの状態に応じた健康づくりに努めなければならない。
- 2 県民は、定期的に健康診査、がん検診、歯科健診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握するよう努めなければならない。
- 3 県民は、身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受ける等必要に応じて健康づくり関係者（健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者をいう。以下同じ。）の支援を受けるよう努めなければならない。

(健康づくり関係者の責務)

- 第3条 健康づくり関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを県民が適宜受けられるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者（他人を使用して事業を行う者をいう。以下同じ。）は、健康づくりの推進に当たっては、その使用する者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しなければならない。

(市町の役割)

- 第5条 市町は、その区域の特性を生かした健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県の責務)

- 第6条 県は、健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(連携及び協働)

- 第7条 県民は、家庭、学校、職域、地域その他のあらゆる場所とあらゆる機会において、他の県民に健康づくりを勧め、又は他の県民とともに健康づくりに取り組むよう努めなければならない。
- 2 健康づくり関係者、事業者、健康づくりを推進する活動を行う民間の団体及

び市町（以下「健康づくり関係者等」という。）並びに県は、健康づくりに関する情報を共有する等相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に関する施策又は事業を実施することにより、健康づくりを推進しなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する施策

第1節 基本計画等

（基本計画）

第8条 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項
- (2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針
- (3) 次に掲げる分野に関する事項

ア 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり

イ 歯及び口腔^{くわう}の健康づくり

ウ 心の健康づくり

エ その他知事が必要と認める分野

(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、健康づくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（実施計画）

第9条 知事は、基本計画に則して、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔^{くわう}の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める事項について、健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 健康づくりの推進に関し、各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期に関する事項
- (2) 前号に掲げる目標を達成するために必要な健康づくりの推進に関する施策に関する事項
- (3) 第1号に掲げる目標を達成するために健康づくり関係者等が取り組むべき事項

- (4) 第1号に掲げる目標を達成するために必要な県と健康づくり関係者等との連携及び協働に関する事項
- (5) 健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関する事項
- (6) 健康づくりの推進に関する施策に必要な調査に関する事項
- (7) 健康づくり関係者の資質の向上に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項

3 前条第3項から第5項までの規定は、実施計画の決定又は変更について準用する。

第2節 生活習慣病等の健康づくり

(生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。
- (4) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。
- (5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第11条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 生活習慣病等の予防に関する情報の提供に関すること。
- (3) 生活習慣の改善を図るための環境の整備に関すること。
- (4) 予防接種、保健指導、健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第3節 歯及び口腔^{くわう}の健康づくり

(歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策)

第12条 県は、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実

施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康の保持の重要性その他の歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 専門的な虫歯の予防方法その他の歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 生涯にわたる効果的な虫歯及び歯周病の予防の促進に関すること。
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (5) 医師と歯科医師が相互に連携した診療の促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) ふっ化物を用いること等による虫歯及び歯周病の予防に関すること。
- (4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科保健事業に関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第4節 心の健康づくり

(心の健康づくりの推進に関する施策)

第14条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持における睡眠の重要性その他の心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康状態を把握する方法その他の心の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 乳幼児の養育を行う保護者その他の者に対する心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 心の健康づくりに関する効果的な支援の方法の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(心の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第15条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲

げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) 心の健康状態を把握する機会の提供に関すること。
- (4) 育児に係る相談、乳幼児の発達障害の早期発見に留意して行う健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 高齢者等が孤立することなく地域社会に参加することを促す活動その他の心の健康づくりに係る活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第5節 健康づくり推進員等

(健康づくり推進員)

第16条 知事は、健康づくり活動（第7条第1項の活動をいう。以下この条において同じ。）に取り組む県民の中から、健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進員を委嘱するものとする。

- 2 健康づくり推進員は、率先して健康づくり活動に取り組むほか、健康づくりの推進に関する施策又は事業に必要な協力を行うものとする。

(健康づくり推進期間)

第17条 県は、健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるとともに、県民に対し自ら健康づくりに取り組む意欲を促すため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間（次項において「健康づくり推進期間」という。）を定めることができる。

- 2 県は、健康づくり推進期間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(情報提供等)

第18条 県は、県民が身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受け、身体機能の維持若しくは回復をすることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査)

第19条 県は、健康づくりの取組状況、がんその他の疾病の発生状況その他の状況及び実施計画の進捗状況を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(資質の向上)

第20条 県は、健康づくり関係者の資質の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

(表彰等)

第21条 知事は、県民、健康づくり関係者、事業者又は健康づくりを推進する活動を行う民間の団体の活動が健康づくりの推進に著しく貢献したと認められる

ときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

(財政上の措置)

第22条 県は、健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 健康づくり審議会

第23条 健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、健康づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第3項又は第5項(第9条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による基本計画又は実施計画の決定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、健康づくりの推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、がんの予防等に関する部会、歯及び口腔の健康づくりに関する部会その他の必要な部会を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(以下略)